び従業員（直近の事業年度中に退任又は退職した役員及び従業員を含む。以下この号において同じ。）並びにその主要な連結子法人等（規則第三十五条第三項第十五号に規定する連結子法人等をいう。以下この号において同じ。）の役員及び従業員であって、銀行持株会社又はその主要な連結子法人等から高額の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として銀行持株会社若しくはその主要な連結子法人等から受ける財産上の利益又は労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。以下この条及び第七条において同じ。）を受ける者のうち、銀行持株会社及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものをいう。以下この条及び第七条において同じ。）の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項

二　対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

三　対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性に関する事項

四　対象役員及び対象従業員等の報酬等と業績の連動に関する事項

五　前各号に掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべき事項

3　第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該事業年度に割り当てられた報酬等に関する事項

二　特別報酬等（報酬等のうちボーナス保証、採用時一時金及び割増退職金（当該事業年度において銀行持株会社又はその主要な連結子法人等の都合により退職した対象役員又は対象従業員等へ割り当てられた退職金のうち、通常の退職金に特別に上乗せされた部分の金額をいう。）をいう。）に関する事項

三　繰延報酬等に関する事項

［項を加える。］

4　前項に掲げる定量的な開示事項は、別紙様式により作成するものとする。

［項を加える。］

第三章　国内基準行等における開示事項

［章名を付する。］

（銀行の報酬等に関する開示事項）

第五条　規則第十九条の二第一項第六号に規定する金融庁長官が別に定めるもの（国内基準行に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。

［条を加える。］

一　対象役員及び対象従業員等の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項

二　対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

三　対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性に関する事項

四　対象役員及び対象従業員等の報酬等と業績の連動に関する事項

五　対象役員及び対象従業員等の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

六　前各号に掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべき事項

（子会社等を有する場合における銀行等の報酬等に関する開示事項）

第六条　規則第十九条の三第四号に規定する金融庁長官が別に定めるもの（国内基準行に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。

［条を加える。］

一　対象役員及び対象従業員等の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項

二　対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項